

※ 休憩中 (追加日程、追加議案配布)

再開 14:20

(議長)

休憩を閉じて、会議を再開致します。

(議長)

お手元に配布のとおり、議会運営委員会より、発委第1号、田畑豊利議員に対する問責決議(案)について、が提出されております。

(議長)

お諮り致します。

発委第1号を日程に追加し、追加日程第1号として、直ちに議題とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

(議長)

よって、発委第1号を日程に追加し、追加日程第1号とし、直ちに議題とすることに可決されました。

(議長)

田畑議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

※ 田畑議員 退場

(議長)

追加日程第1、発委第1号、田畑豊利議員に対する問責決議(案)についてを議題と致します。

(議長)

本案について、議会運営委員会委員長より、提案の趣旨説明をお願いします。

(議長)

室井委員長。

「室井委員長」（議会運営委員会より提案説明）

それでは、提案理由を申し上げます。

去る12月5日に開催された全員協議会において、田畑豊利議員が行った議会解散請求の趣旨説明については、皆さんも記憶に新しいものと思います。

ですので、全て申し上げませんが、解散請求の趣旨における事実に基づかない記述や、町長の傀儡物、イエスマン集団などの記述、更には、全員協議会における我々に対しての町長の傀儡発言の連呼、これらは、我々議員を完全に侮辱するものであり、自分の意に沿わない者を排除しようとする言動、行動は、議会の品位や名誉を傷つける行為であり、議員としての職責、責任の重さを認識しているとは、思えないものがあります。

以上のことから、今後こうした発言や行動が行われることが無いよう、田畑豊利議員に対し、猛省を促すため、問責決議を提出するものであります。

以上。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

（議長）

次に、討論を行います。

討論希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

討論希望なしと認め、討論を終結します。

（議長）

発委第1号の採決を行います。

田畑豊利議員に対する問責決議（案）について、賛成の方の起立を求めます。

（議長）

起立、全員であります。

従って、田畑議員に対する問責決議については、原案のとおり決しました。

(議長)

田畑議員の入場を求めます。

※ 田畑議員 入場

(議長)

ただ今の議決に基づいて、これから田畑議員に対し、決議文を読み上げます。

(議長)

田畑議員の起立を求めます。

(議長) (問責決議)

田畑豊利議員に対する問責決議。

田畑豊利議員は、江差町議会が行政の監視機能を果たしていないとして、江差町議会の解散請求の手続きを令和5年11月22日に行ったものであるが、地方自治法には、議会議員選挙から1年間は解散請求をすることが出来ないとの規定があり、結果として不受理になったところである。

これらの行動は、個人の自由であり、決して非難するものではないが、当事者たる議会並びに他の議員は、どのような理由によりこのような行動に至ったのかを知る必要があり、新聞報道だけでは真意が不明なため、議会運営委員会として議長に対し、議会解散請求に係る提出書類の写しの交付を要請したものである。

江差町選挙管理委員会から提供を受けた書類を見るに、その要旨において、江差町には議会がありませんなどの虚偽の記述や、町長の傀儡物、イエスマン集団、ものをいう議員はゼロなど、議会並びに他の現職議員を侮辱するような文言が記述されていたものである。

また、令和5年12月5日開催の議会全員協議会において、議会解散請求の要旨における記述内容の真意を田畑議員に対し、直接確認したところだが、その際、コミュニティプラザの建築に、皆さんで揃って反対して貰いたい。反対しないと言う事は、何回も言いますが、照井誉之介町長の傀儡そのものだと私は思っています。という発言をし、その後においても、4度の傀儡発言を行ったものである。

コミュニティプラザについては、この間、議会において様々な論議を経て決定されたところであり、議会制民主主義を守る観点からも、議会の決定は尊重されなければならないものであり、議員という立場にありながら、事実に基づかない虚偽の記述や議会並びに他の議員を侮辱する文言の記述、自分の意に沿わない者は排除するような言動、行動は、議会の品位や名誉を傷つける行為であり、議員としての職責、責

任の重さを認識しているとは思えないものである。

田畑議員には、今後、資質の向上に努めるとともに、根拠のない記述や発言は厳に慎むべきであると言わざるを得ない。

よって、江差町議会として田畑豊利議員に対し、その責任を真摯に受け止め、自覚と責任ある行動をするよう猛省を強く求める。

以上、決議する。

(議長)

田畑議員は、着席、お願いします。

(議長)

本件について、田畑議員、何かございますか。

「田畑議員」

ありません。

(議長)

以上で、本件を終わります。

(議長)

2時40分まで、休憩致します。

休憩 14 : 29